

平成24年第3回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

9月28日（金）午後1時30分開議

日程第 1 認定第 1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 平成23年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 7 議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 8 議案第48号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）

日程第 9 議案第 49 号 町道路線を認定することについて（町有財産払下
申請）

日程第 10 議案第 50 号 町道路線を廃止することについて（道路整備事業）

日程第 11 議案第 51 号 町道路線を認定することについて（道路整備事業）

日程第 12 議員派遣の件について

日程第 13 閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第 14 発委第 3 号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る
所管を超えた事務等を調査することについて

日程第 15 発議第 2 号 嵐山町議会基本条例の一部を改正することについ
て

日程第 16 発議第 3 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実
する仕組み」の構築を求める意見書の提出につい
て

日程第 17 発議第 4 号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、
飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出につい
て

○出席議員（１４名）

１番	森	一人	議員	２番	大野	敏行	議員
３番	佐久間	孝光	議員	４番	青柳	賢治	議員
５番	小林	朝光	議員	６番	畠山	美幸	議員
７番	吉場	道雄	議員	８番	河井	勝久	議員
９番	川口	浩史	議員	１０番	清水	正之	議員
１１番	安藤	欣男	議員	１２番	松本	美子	議員
１３番	渋谷	登美子	議員	１４番	長島	邦夫	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副	町 長
井	上	裕	美	総 務 課	長
中	嶋	秀	雄	地域支援課	長
中	西	敏	雄	税 務 課	長
新	井	益	男	町 民 課	長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課	長
青	木		務	長寿生きがい課	長
大	塚		晃	文化スポーツ課	長
簾	藤	賢	治	環境農政課	長
木	村	一	夫	企業支援課	長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課	長
大	澤	雄	二	上下水道課	長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課	長
加	藤	信	幸	教 育	長
内	田		勝	教育委員会こども課	長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局	長
				環境農政課	長 兼 務
松	本	武	久	代表監査委員	
青	柳	賢	治	監 査 委 員	

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第3回定例会第 16 日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っております認定第1号 平成 23 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

ての件、以上決算6件並びに議案第 47 号の審査報告書が提出されました。
お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第 48 号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、議案第 49 号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)の件、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)の件、及び議案第 51 号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)の件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、文教厚生常任委員会から、発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件の議案が提出されましたので、報告いたします。

次に、議員提出議案として、発議第2号 嵐山町議会基本条例の一部を改正することについての件の議案が提出されましたので、報告いたします。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので報告いたします。発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について及び発議第4号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出についての2件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

なお、この4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審査する予定でございますので、ご了承を願います。

以上で報告を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 それでは、日程第1、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過、結果の報告を求めます。

吉場決算審査特別委員長。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 では、報告いたします。

朗読をもって報告とかえさせていただきます。

平成24年9月28日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

決算審査特別委員長、吉場道雄。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。事件の番号、認定第1号。件名、平成23年度嵐山町一般会計歳入

歳出決算認定について。審査の結果、認定すべきもの。

決算審査特別委員会報告書、平成 24 年 9 月 28 日、決算審査特別委員長、吉場道雄。

1、付託議案名。

認定第1号 平成 23 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査経過及び結果について。

9月 13 日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号 平成 23 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を9月 21 日、9月 24 日、9月 25 日及び9月 26 日の4日間にわたり審査いたしました。

(1)9月 21 日の委員会について。

12 名の全委員及び委員外として、議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め、審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課及び文化スポーツ課の順で審議を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

税務課では、法人町民税は、地方消費税交付金が減っているのに、1億円伸びているのはとの質疑に対し、昨年発生した東日本大震災の影響がほとんどなく、企業業績の好転が影響していると考えたとの答弁でした。

コンビニ収納を開始しての現況はとの質疑に、コンビニ収納済額は、延

滞金を含めて1万 937 件、1億 7,026 万 6,601 円でした。構成比率は、4 税(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の特別徴収、口座振替を除く調定額に対して7%で納税者の利便性の向上が図れるとの答弁でした。

総務課・会計課では、庁舎グリーンカーテンの設置で効果はあったかの質疑に対して、電気を削減するため設置したが、具体的に幾らの効果があったとは言えないが、効果はあったとの答弁でした。

電話交換事業で代表電話の利用状況はとの質疑に対して、午前8時 30 分から午後5時 15 分までの2人体制で勤務。平成 22 年にダイヤルインを導入したが、1日約 200 本ぐらい利用者があり、まだ必要であるとの答弁がありました。

歳入のし尿券売りさばき手数料と歳出のし尿券売りさばき委託料での差があるのはなぜか、また取扱店は何店かの質疑に対して、どちらも売りさばきに対して5%の手数料であるが、収入は3月から2月の売りさばき手数料と鎌形野球場の収集手数料が加わり、支出は1月から12月の売りさばき代金に対しての手数料である。また、取扱店ですが、4月から7店舗であるとの答弁でした。

地域支援課では、広報紙発行事業について、カラー化の要望や業者の選定はどのようになっているのかとの質疑に対し、カラー化の要望は特にないが、町政モニターからの提案では、見やすい広報をとの提案をいただい

た。業者は、毎年1ページ当たりの単価等について見積もりをとり選定しているとの答弁でした。

消防施設整備管理事業の補償・補填及び賠償金の物件補償費の内容はとの質疑に対して、平沢2区宅地内に防火水槽があり、建物改築のため撤去補償と菅谷地内市有地にある防火水槽撤去に伴う立木補償との答弁でした。

町民課では、住基カード利用の内容と件数、無料交付の内容についての質疑に対して、住基カードがどのように使われているかは全て把握しているわけではありませんが、主に身分証明書として利用されているのではとの答弁でした。また、決算年度における発行件数は、有料 81 件、無料 10 件の計 91 件で、今までの累計では 488 件発行しています。このうち無料交付 10 件の内訳は、運転免許証の返納5件、生活保護5件との答弁でした。

国民年金免許申請の手続はとの質疑に対し、所得が少なく納付が困難な「申請免除」「納付猶予」「学生納付特例」は、役場窓口で申請書にて申請していただきたいとの答弁でした。

文化スポーツ課では、七郷小学校体育館と菅谷中学校体育館の改築工事が行われたが、使用に支障はなかったかとの質疑に対して、限られた施設を利用者が工夫しながら使用したので、さほど支障はなかったとの答弁でした。

図書等購入事業では、図書等の冊数についての質疑があり、蔵書は9

万 6,899 冊、AV資料は 4,484 点との答弁でした。

(2)9月 24 日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会いたします。

長寿生きがい課から始め、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課、こども課及び健康いきいき課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおでありました。

長寿生きがい課では、デマンド交通事業について、地域により利用人数に偏りがあるのではとの質疑に対し、高齢者外出支援タクシー助成券の交付は平成 23 年7月から実施。申請者は 408 名で、実利用者は 306 名(75%)。306 名の内訳は、七郷地区 24 名、大蔵・根岸・將軍沢・鎌形地区 5名、そのほか 277 名となっているとの答弁でした。

支え合いマップ導入により、人と人とのつながりをどう充実したのかとの質疑に対し、完成途中であり、今後地域の協力のもと、さまざまな情報を収集することにより、マップを完成させ、日常及び非常時に役立てたいとの答弁でした。

環境農政課、上下水道課では、農産物検査手数料の放射能検査の内訳、結果はとの質疑に対して、放射能物質の検査料で、8月に5品目の野菜を検査した。このときは、検査機関も余りなく、1件4万 2,000 円の5品目で 21 万円でした。また、11 月に5品目の野菜を検査しましたが、検査機関

も多くなり、値下げし、1件2万 1,000 円の5品目で 10 万 5,000 円、合計 31 万 5,000 円との答弁でした。

不法投棄物処理事業の役務費が減っているとの質疑に対し、金額的に減少したのは、平成 22 年度に劇薬の不法投棄があり、その処分が高額であったことと、例えば建築廃材等の業者によるものと思われる多量の不法投棄がなかったことが考えられるとの答弁でした。

企業支援課では、マスコットキャラクター嵐丸君の職員対応はとの質疑に対して、着ぐるみは職員が少ないので、各イベント、キャンペーンは各課で対応している。貸し出しも開始しているとの答弁でした。

住宅リフォーム補助事業で満額利用者、建て替えの件数はとの質疑に対して、満額利用者は 11 件、建て替えの件数は2件あったが、1件はキャンセルがあったとの答弁でした。

まちづくり整備課は、(仮称)志賀堂沼公園整備事業についてどのような状況があったのかとの質疑に対して、平成 23 年度に予定していた工事内容を現場の状況により、必要最小限の工事に縮小したとの答弁でした。

こども課では、生徒指導における小中一貫推進モデル事業を実施して、どのようなところに効果があったのか、また不登校の状況はとの質疑に対し、不登校が半減、小中学校の教員が交流することにより、意識改革があったとの答弁でした。

健康いきいき課では、子宮頸がん予防ワクチン接種助成で、ワクチンの

弊害や副作用についての情報提供をどのように行ったかとの質疑に対して、国や県から弊害についての情報は出されていないため情報提供は行っていないが、今後できるだけ情報提供を努めたいとの答弁でした。

やすらぎトレーニングルーム運営指導委託では、どれくらいの人数が利用しているかとの質疑に対して、年間 247 日、延べ人数 2,807 人、効果測定は2件との答弁でした。

(3)9月 25 日の委員会について。

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもと、初めての試みである「平成 23 年度決算事業現地調査」を行いました。まず最初に、都市再生整備事業(旧まちづくり交付金)嵐山中央地区、嵐山北部地区の事業概要、評価について、井上総務課長、伊藤副課長より説明を受けました。評価の内容として、平沢土地区画整理事業により、駅までの歩行時間が短縮されました。歩道設置や信号待避所設置することにより、交通安全対策の満足度が向上しました。また、ふれあい交流センターを整備することにより、異世代交流の場が確保され、利用者数が増加しました。評価委員会においても、駅周辺の歩道整備や信号待避所整備等交通安全対策も進み、ふれあい交流センターもより利用しやすくなっているとの意見があったなど説明を受けたあと、現地調査を行いました。

初めに、ふれあい交流センターへ行き、大塚文化スポーツ課長、金井ふれあい交流センター所長より、概要説明、館内案内により午前中の調査を

行いました。

午後からは、町道越畑 142 号線、町道2-14 号、町道2-21 号(A工区)の道路整備事業及び平沢土地区画整理事業について、田邊まちづくり整備課長、根岸副課長、菅原副課長より説明を受けました。現地調査をした後、庁舎へ戻り意見交換をし、調査を終えました。

(4)9月 26 日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を行いました。総括質疑は、渋谷登美子委員、川口浩史委員、畠山美幸委員の3名が順次行いました。

総括質疑の概要は次のとおりでありました。

災害時の情報提供についての評価と課題についてはとの質疑に対し、防災行政無線が聞こえにくい地域への対応として、電話応答装置をつけたとの答弁でした。計画停電の情報提供に際しては、町独自の情報として各戸配布したとの答弁でした。放射能汚染対応の質疑に対しては、町としては極力正確な情報提供を行うことで、不安感を払拭することに努めたとの答弁でした。嵐山町の入札で、最低制限価格制度を設けた入札のうち、全て最低制限価格で入札している業者があり、情報漏えいが疑えるがという質疑には、情報漏えいはないという答弁でした。嵐山町と部落解放同盟埼玉県連合会とのかかわりについては、年度当初の行事説明会参加から総会・第

1次交渉・第2次交渉・教育委員会交渉・各種研修会などへ対応していること、嵐山町が把握している嵐山町の差別実態については、ここ数年町内での差別は把握していないということでした。

図書館のクラウドシステム導入理由についての質疑に対し、運用コスト、職員の負担軽減、災害時への対応、情報セキュリティの管理徹底のためとの答弁でした。今後、町は全県の町村が進めるクラウドシステム化へ参加していくわけだが、このシステムへの接続は予定しているのかとの質疑に対して、接続は考えていないという答弁でした。前のシステムとの費用の比較の質疑に対しては、約40万円の減になったとの答弁でした。

昨年の嵐山まつりで「むさし嵐丸」が誕生しました。イベント参加はどこへ出席したか、またグッズは何を作成したかの質疑に対し、7つのイベントに参加で、賀詞交換会、成人式、交通安全キャンペーンなど7カ所でした。グッズは、商工会で携帯ストラップとポロシャツとの答弁でした。

(5)審査結果について。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果についての報告を終わりにします。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、13 番議員、渋谷登美子。反対討論を行います。

平成 23 年度決算認定に反対いたします。平成 23 年度は、3 月 11 日の東日本大震災、続く福島原発事故により、日本全体が大きく変わらざるを得ない年となりました。嵐山町の東日本大震災への対応、嵐山町に転居されて、被災された方への対応は親切なものであったと考えます。今まで経験したことのなかったことへの対応、計画停電、節電に各課とも丁寧に対応していただき、大変ありがたく思っています。

しかし、放射能問題に対しては、議会への請願、請願採択の後に放射能測定器を購入したのは、放射能汚染時より半年以上経過してのことで、遅いという批判は免れないと考えますが、議会要望のとおり、町内各所を丁寧に測定していただきましたことに感謝いたします。

東日本大震災後の 1 年は、今後の放射能対策、エネルギー政策、日本全体の人口減少、少子高齢化に加え、嵐山町が持続することができるのか

どうかを考えなくてはならない1年でもありました。職員適正化計画による職員削減に加え、事務事業の増大の中、計画停電への対応や環境保全のために町設置型浄化槽の準備ができ、新しい方向が少しずつ示されたと考えています。

職員減の中で時代が求める政策策定は、新しい情報を知ること、職員資質の向上、そして事務事業のあり方を振り返ってチェックしていく姿勢が必要です。震災対応や政策策定は工夫し、嵐山町なりの対応ができたと考えますが、振り返ってみますと、大きく2つの課題があります。

1つは、入札状況について調査した結果、今までに出てきていない官製談合の疑いが出てきたことです。平成23年度は89件の入札がありました。落札率が90%以上のものは談合が疑われ、95%以上のものは業者談合はほぼ確実と言われていますが、95%以上は40件ありました。90%以上を合わせると57件に上り、嵐山町では業者談合がそれなりにあると推測されます。町事業を町内の事業者が行う場合、業者間で協議し、一定のルールで落札していくのは総合評価制度と類似する一つの方法ではあると考えます。ですから、それについてはとやかく言うことはできません。

一方、最低制限価格のある入札が14件実施されました。そのうち6件が最低制限価格で入札されていました。官製談合が疑われるところです。三ツ和総合建設業協同組合熊谷事業所は、7件の事業に入札業者として選定されましたが、2件、菅谷中体育館改修と七郷小体育館改修は辞退しました。

残りの5件は全て最低制限価格で入札し、そのうち2件を落札しました。寄居建設は、最低制限価格を設定された6件に業者として選定されました。うち、菅谷中学校体育館改修事業は、資格無効になりました。5件のうち3件を最低制限価格で入札し、2件を落札し、また1件は最低制限価格プラス20万円の価格で入札し、落札しました。島村工業は10件の入札業者として選定され、うち最低制限価格のある入札に6件参加し、うち最低制限価格で2件入札し、2件落札しました。最低制限価格のある入札に2社以上が最低制限価格で入札し、入札者を調整して、落札事業者を決定する入札が4件あり、官製談合が疑われる状況にあります。

三ツ和総合建設業共同組合は、入札した事業は全て最低制限価格で入札していますが、全て最低制限価格で入札することは通常では起こり得ず、情報漏えい、官製談合が疑われる点です。最低制限価格での入札が特定の事業者で繰り返される事実は、その事業の下請労働者、孫請労働者などへの支払いや労働条件に影響を及ぼし、公の事業として好ましくないものです。

次に、嵐山町が過去から引きずっている問題として、部落解放同盟埼玉県連合会との関係を指摘します。これは、情報公開請求し、補助金返還請求の裁判をしなければわからなかったことです。部落解放同盟埼玉県連合会から、年度始めに年間行事の説明会への参加要請があります。この参加費が5,000円、その年間行事に従って各種研修会に埼玉県市町村は参加

します。埼玉県連合会の総会、旗開き、そのほかに東松山市、吉見町、嵐山町で構成される比企郡市協議会の総会、旗開きに、比企郡市の市町村は参加します。これら行事は宿泊を伴うこともあります。比企郡市協議会の総会、旗開きとも部落解放同盟埼玉県連合会の役員と行政職員が参加し、部落解放同盟の一般会員は不参加で非常に不自然な状況であります。部落解放同盟の会員の方よりも、行政職員のほうが多いという会合です。

そして、この経費ですけれども、町職員の経費は当然町が支出します。この経費は部落解放を愛する会と正統派部落解放への対応を含め、総務では人権対策費負担金の 21 万 5,000 円、教育費のうちの各種研究集会 17 万 800 円になっています。

一方、部落解放同盟嵐山支部の経費は、嵐山町が交付する補助金から支出されます。本来ならば、所属する団体の研修ですから、自費か所属団体の経費で行うものなのですが、研修費や旗開き参加費、総会参加費は全て嵐山町が交付する補助金で支出され、しかも1回 3,000 円の旅費、嵐山町の町内で行ったものに対しても 3,000 円、日当 7,000 円、食事代、仲間内への土産代も嵐山町の補助金から交付されています。嵐山町の補助金では、そのほか仲間への電話連絡費という役員費や監査費、部落解放同盟新聞、部落解放同盟の月刊誌購入費などの支出がありましたが、これは町の補助金適正化委員会も全く問題とせず、嵐山町監査委員も適正とし、補助金を交付し続けています。

部落解放同盟埼玉県連合会の活動の会計収支については公開されていません。嵐山町行政の研修参加や補助金交付状況、集会所事業などにより、活動の大部分が各市町村からの何らかの形での公金を徴収し、展開されていることが推測されます。推測ですが、運動団体がその運動の大部分を公金で賄う状態というのは好ましいことではありません。

次に、町立吉田集会所事業内容を考えますと、事業内容は吉田1区、2区の方に回覧板で知らせる方法であるため、事業内容が全く町民にわからない状況が続いています。その事業の一つに健康教室といって、嵐山町各地内で行われている高齢者が家に閉じこもらないように集会所でのお食事や軽い体操などの地区事業が吉田町立集会所でも展開されています。各地区では、高齢者の送迎や食事づくり、企画など、全てボランティアで行われるものが、ここでは嵐山町から農協第9支部限定で参加者を募集し、町経費で講師に謝礼を支払い、食事費などが展開されています。

平成23年度吉田集会所管理事業は、管理事業を含めると吉田集会所事業には140万円が支出されております。吉田集会所運営委員会会議録を見ますと、部落解放同盟では、町立吉田集会所を活動拠点として、吉田集会所ふれあい事業に参加していることがわかります。現在、嵐山町の住民は、公共施設の使用料を負担して活動しますが、吉田集会所は無料ですから、優遇措置が行われていることがわかります。

毎年、部落解放同盟埼玉県連合会比企郡市協議会と比企郡市同和对

策協議会との第1次交渉、第2次交渉、教育委員会交渉、年3回の交渉でさまざまな事項が要請されます。交渉の会議録は、幹事である東松山市で作成されているのですが、この会議録を読むと、部落解放同盟要請事項に嵐山町職員が多くの時間を割いていることがわかります。戸籍の閲覧についての事前通知登録制度は、差別に発展する課題があるとして弁護士の請求も事前通知を求めるように要請されています。この問題は、差別に発展される問題というよりも、町民全体の個人情報保護にかかわる問題として嵐山町では対応すべきであります、差別の問題として対応されています。

吉田集会所の耐震改修についても、この交渉の中で行われています。吉田集会所近辺の個人住宅の前の道路改修、吉田集会所のカラオケ機器の交換、椅子、・テーブルの整備、エアコンの交換など、支部の補助金交付なども全てこの交渉で要請されます。その交渉に際して、全協議を支部長と行政が行うことが本議会で行われてきました。支部長は議員ですから、議会政治倫理条例では、予算を伴う要望事項については議長に文書報告があつてしかるべきですが、なされていません。

部落解放同盟埼玉県連合会とのかわりについては議会でも指摘していますが、一体どのような状況になっているのか、議会や町民の皆さんには全くわからない状況が続いています。人権問題はさまざまな課題があり、そのことは町長も了解しているので、転換期であるという答弁をいただきましたが、以前から指摘している課題に対し、平成23年度も同じような対応を

続け、同じように補助金交付や事業を実施し、各種研修会や総会、旗開きに嵐山町が参加しています。

3.11以降、嵐山町も日本国全体も大きく転換期点になっていますけれども、この転換がなされていません。この現状は行政のトップの判断で改革できるものです。なぜ改善しないのか、反省を求めるものであります。

平成23年3月11日以降、日本社会もあらゆる視点で見直しが行われなければ持続可能な社会を次世代に残すことができません。官製談合の疑いや部落解放同盟埼玉県連合会との関係の持続など、嵐山町にとってプラスには考えられない状況が続いており、決算認定に反対いたします。

○長島邦夫議長 次に、賛成討論を行います。

第5番、小林朝光議員。

〔5番 小林朝光議員登壇〕

○5番(小林朝光議員) 5番議員、小林朝光。平成23年度一般会計決算認定につき賛成討論を行います。

平成23年度は、東日本大震災という百年に一度とも言われる大災害に見舞われ、これに付随して東京電力の原発事故も発生をし、先の見えにくい悶々とした幕あけとなりました。嵐山町の平成23年度一般会計は、前年比1.4%減の58億6,500万円の緊縮財政からのスタートでしたが、決算歳入72億6,000万余、決算歳出69億と大幅な増額となりました。これは、それだけ多様な事業が行われた結果であります。

歳入面においては、自主財源前年比2億 9,000 万円の増額だったことに敬意を表します。

第5次総合振興計画がスタートし、「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通いあうまちらんざん」を目指すとありました。

町長は、施政方針で5項目の施策を示しました。

1点目の「町民と行政の協働による調和のとれたまち」に対しましては、ふれあい交流センターがオープンし、コミュニティー活動が活発化し、ボランティア登録が開始されました。

次の「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」では、新たな予防接種が開始され、幼児からお年寄りまでをフォローする数々の施策やデマンド交通システムの試行も始まりました。

機構改革では、町民の健康と福祉の充実を図る健康いきいき課と長寿生きがい課が設置されました。

3番目の「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」に対しましては、環境基本条例を制定し、温暖化防止策に対する助成や水を守る水道管の整備、(仮称)堂沼公園の整備、市町村設置型合併浄化槽の方針の決定などを行いました。

次に、「歴史・文化のかおり高く 子どもの笑顔あふれるまち」では、総額1,000 万円余の保育料の軽減がなされ、菅中と七小の体育館の建て替えと、志賀小と菅小の体育館の耐震診断、また博物誌のデジタル化が行われ

ました。

5つ目の「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」では、防災広場の整備や防災倉庫の設置が行われ、都市再生整備計画の補助金の有効活用により、各地の生活道路の改善、通学道路の整備、平沢区画整理も進展いたしました。

環境面と農政が統合され、効率化を目指し、環境農政課となりました。

ゆるキャラ「むさし嵐丸」の登場も町のシンボルとしての活躍が期待され、やがて経済効果にも波及するものと思います。

放射能測定器の購入もなされ、町民の不安解消に大変役立ちました。大震災の復興と放射能、経済の低迷に振り回される中で、これほどの事業が遂行できた背景には、三役をはじめ、職員皆様の並々ならぬ努力があればこそであり、感謝申し上げます。

今後もさらなる町民の負託に応えていくことを願い、賛成討論といたします。

○長島邦夫議長 最後に、賛成討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。平成23年度一般会計決算に賛成します。

平成23年度は何といっても東日本大震災後の対応でした。町は被災地

への職員の派遣や避難されてきた方々への支援に尽力されたこと、これに感謝をするものであります。

それにしても、私たちがかつて経験したことのない規模となった東日本大震災は、複合的な災害となり、特に福島第一原発事故は国民に放射能汚染という大きな不安を与えました。この放射能汚染について、国は原発推進の立場から直ちに影響はないというメッセージを発信し続け、国民の命より原子力村を守ることに奔走したわけです。これは、国民の命がいかに軽く扱われているかがわかりやすい形で明らかにもなりました。国には、国民の命を最優先にした政策への転換と、原発が一たび事故を起こすといかに甚大な被害になるのかがわかった現在、原発をゼロにすることを求めるものであります。

さて、この放射能汚染は町民も大きな不安を抱きました。町は、この不安払拭に素早い対策がとられたかという点、残念ながら他市町の後塵を拝したわけです。どうして後塵を拝したか。それは、国や県の指示待ちになり、また近隣市町村の動向待ちになっていたことが大きな要因であったと考えます。こうした町の体制になっては、来るべき災害から町民を守ることができません。当時各種学習会も開かれていた折、積極的にこれらに参加し、知識を得、対策を行うことが大事であったと思います。今後の防災対策に生かしていただくよう第1の改善点を指摘します。

第2の改善点は、各種の計画策定業務は委託ではなく、職員でできるも

のは職員がつくるようにしていくべきだと考えます。職員が策定することによって、学び、調査することにより、町民の状況もよくわかります。計画策定業務は、職員の資質向上を図る最大級のものではないでしょうか。上位下達では、指示待ち職員にしかありません。職員の力が発揮されることによって、ひいては嵐山町らしさを出したまちづくりができ、地方分権が確立するものと考えます。職員が策定できるよう体制強化を求めます。

改善点の最後に、同和事業の終結です。差別の実態のない現状とあわせ、法律は10年前に終了しています。こうしたことから、同和事業対策をやめ一般対策にすることを求めます。

以上の改善点を求めるものでありますが、次の点は評価するものであります。

第1に、本町の子育て支援が、また一つ進んだ病児・病後児などの子供を預かるファミリーサポート事業です。子供が病気になると親御さんは会社を休んで見なければなりません。しかも、病気が治った後も数日は保育園に預けることができず、引き続き会社を休んで見ることにもなります。しかし、会社は、子供のことはいいえ休みにくい実情にあるため、悩んでいたという親御さんがいました。こうした親御さんに大変喜ばれるものと思います。

次に、橋梁改修事業です。数年前、首都高速道路のコンクリート片が落ちていたことがありました。また、アメリカのことではありますが、平成19年にミネソタ州で起きた橋の崩落事故は大変驚いたものです。同時に、日本

の橋梁への不安も想起させました。しっかり点検し、不十分なところがあれば必要な対策を行い、安心して通行できる橋梁にしていきたいと思います。

次に、住宅リフォーム補助事業の復活です。町内の業者にリフォームを依頼すれば最高 20 万円の補助がつく制度です。町民にとっては補助金があり、業者にとっては仕事が入るもので、経済効果は質疑の中でも明らかになりましたが、補助額の 10 倍以上、4,000 万円強ありました。得の多い制度であり、長く続けていきたいと思います。

また、75 歳以上の方の人間ドックへの補助、放射線測定器の購入が遅かったとはいえ購入したこと、幼稚園の芝生化、防災無線が聞きづらい地域への電話応答システム、庁舎のグリーンカーテンなど種々の事業が評価できるものであり、平成 23 年度一般会計決算に賛成するものであります。

なお、松屋フーズにおける税の還付は、今後の行政に新たな対策を迫るものとなりました。この問題に対し、私は松屋フーズの主張を 100%取り入れた裁判官の判断はおかしいと思っていますが、決着した以上蒸し返すのはよくありませんのでやめますが、こういう問題に対し、議会側から一度も指摘してきたことがありません。したがって、議員の一人として責任を感じていることを申し上げて、討論を終わります。

○長島邦夫議長 以上で討論を終わります。

これより認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定に

ついでにこの採決をいたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することにより賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○長島邦夫議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第2号～認定第6号、議案第47号の委員長報告、質疑

討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第7、議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算5件並びに議案第47号を一括議題といたします。

決算認定5件並びに議案第47号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過、結果の報告を求

めます。

吉場決算審査特別委員長。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 では、報告をします。

朗読をもって報告とします。

平成 24 年9月 28 日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

決算審査特別委員長、吉場道雄。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第5号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第6号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計決算認定について、認

定すべきもの。

議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決すべきもの。

決算特別委員会報告書、平成 24 年9月 28 日、決算審査特別委員長、吉場道雄。

1、付託議案名。

認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計決算認定について。

議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

2、審査経過及び結果について。

9月 13 日開会の本町議会第3回定例会において、本決算特別委員会に付託を受けました上記決算認定5件及び議案第 47 号について、9月 26 日

に特別委員会で認定第1号の採決後に12名の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査しました。

最初に、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

市町村国保全体では、医療費は2.3%の増であるが、嵐山町では2.2%減になっている。これは、特定健康診断などの効果があったということかとの質疑に対し、特に効果があったというのではなく、高齢疾病が前年度に比較すると、循環器系疾病は平成22年度50件が平成23年度31件、新生物は平成22年度36件が26件と減少している事象によるという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでした。

年金の受給金額に対して保険料が高いと考えられるが、保険料軽減対象者はとの質疑に対し、一般被保険者2,009人に対し、2割軽減144人、5割軽減66人、7割軽減788人に加え、被扶養者軽減の5割軽減172人

で、1,170 人が軽減対象であり、割合にすると 58.2%が軽減対象であるという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

要支援1、2に該当する方の意見はどのようなものかとの質疑に対し、現行の介護保険制度については特に意見は寄せられていないという答弁でした。また、訪問介護について利用者の不満はという質疑に対し、2カ月に一度事業者連絡会議を開催しているが、こうした中では特に不満の声は出ていないとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

平成 24 年度の町設置型浄化槽事業の準備として、町設置型浄化槽PFIアドバイザー事業の効果はとの質疑に対し、普通業務を行いながら新たな事業を準備し、平成 24 年度設置推進に向け町内 16 カ所で説明会を開

催しました。PFIアドバイザー事業の活用は、バックアップして非常に有効であったという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

水道事業の配水量が減少しており、自己水のみで配水でき、県水は不要ではないかとの質疑に対し、嵐山町の総配水量は数値上賄えるが、24時間取水をすることには3つの水源井のみでは無理であり、緊急時には県水で対応する方向が必要であるとの答弁でした。平成23年度7,500万円の純利益があるが、町民への還元はとの質疑に、近いうちに一定の方向を出すとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査しました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件ほか4件並びに議案第47号について、全て審査

を終了しました。

これをもちまして本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第 47 号までを一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時41分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号から認定第6号並びに議案第 47 号の報告、質疑は終了しておりますので、討論から行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。討論を終結いたしま

す。

これより認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することにより賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。認定第3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上を別枠にしてつくられた制度です。後期高齢者医療については、民主党政権は制度を廃止して新制度に移行するとしていますが、いまだその方向すら示せないままです。23年度は

保険料の引き下げを行いました。が、もともと社会保険本人など、高齢者は保険料の徴収はありませんでした。23 年度決算でも現年分 14 件、滞納分 15 件、不納欠損4件があります。高齢者の実態として、保険料が高過ぎて納められない、こうした実態が浮き彫りになっています。とりわけ無年金者、低年金者の保険料負担は大きなものとなっています。高齢化が進む中、本制度の廃止を求め、反対討論いたします。

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○長島邦夫議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決すること

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することとに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論について、届け出はございませんでした。討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決すること
に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰
余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。討論を終結いたします。

これより議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰
余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決すること
に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成 23 年度決算認定並びに議案第 47 号の審議は全て終了
いたしました。

松本代表監査委員、青柳監査委員両名におかれましては、長い期間、
そして連日にわたり各会計の監査をいただき、また本定例会並びに決算審
査特別委員会にご出席をいただきました。

そのご労苦に対しまして、衷心により感謝とお礼を申し上げる次第であります。大変ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 2時52分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第48号～議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第48号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第9、議案第49号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)の件、日程第10、議案第50号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)の件及び日程第11、議案第51号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 本議会において、総務経済常任委員会に付託を受けました議案第4件、町道路線の廃止並びに認定について、審

査経過及び結果について報告いたします。

平成 24 年9月 28 日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

総務経済常任委員長、河井勝久。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成 24 年9月 13 日に付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。議案第 48 号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)、議案第 49 号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)、議案第 51 号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)。

本委員会は、9月 14 日午前9時から委員会を開会しました。付託審議に当たりました議案は、議案第 48 号 町道路線を廃止することについて、議案第 49 号 町道路線を認定することについて、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて、議案第 51 号 町道路線を認定することについて、6 路線であります。

当日は説明員として、田邊まちづくり整備課長、根岸まちづくり整備副課長に出席を求め、議案説明をいただきました。

説明後、直ちに現地調査に行い、帰庁後に、質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

審査の経過について、議案第 48 号は、太郎丸地内町道 20 号線の町有財産払下申請による隣接の同一地権者の利便性を図るもので、現行 74.84 メートル、幅員 1.9 メートルを廃止し、22 メートルを払い下げることによる件であります。

議案第 49 号は、太郎丸地内の町道 20 号線の一部 22 メートルを払い下げることにより、新たに起点、終点を 52.38 メートル、幅員 1.9 メートルとし、町道 20 号線として認定するものの件であります。

議案第 50 号は、菅谷地内東西線道路整備事業により、駅西公園内整備を図るため、町道菅谷 254 号線の 33.06 メートルを廃止し、起点、終点を延長するものです。

議案第 51 号は、菅谷地内東西線の道路整備事業による町道菅谷 254 号線の廃止した路線を起点から 86.8 メートル、幅員 8 メートルを計画、東西線接続地点から終点まで 47.8 メートル、幅員 6 メートル道路とし、起点、終点を 134.6 メートルとし、町道菅谷 254 号線として認定する件、また菅谷 265 号線について、菅谷農協駐車場一部用地をクランク型に取得し、道路新設のため、幅員 4 メートルを確保、停車場線と町道菅谷 254 号線に接続する延長 56.08 メートルを新設、認定するための件です。

本委員会は現地確認をし、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

主なものは、太郎丸 20 号線の払下金額はとの質疑に対し、山林買収価格で計算すると 6,400 円ぐらいになると思うとの答弁がされました。また、

道路づけによる公園面積はどうなのかの質疑に対し、現在2,527.12平方メートル、道路で750.85平方メートルがかかる。農協の駐車場が減る関係で183.92平方メートルが交換されるとの答弁がされました。

質疑終了後、直ちに採決に移り、採決は、議案第48号、第49号は関連したもの、議案第50号、第51号も関連している議案であることから、議案第48号、49号を一括、議案第50号、51号を一括で行いました。

採決の結果、議案第48号 町道路線を廃止することについて、議案第49号 町道路線を認定することについての件は、賛成全員でありました。議案第50号 町道路線を廃止することについて、議案第51号 町道路線を認定することについての件、全員賛成でありました。

よって、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号の案件を原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 48 号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第 49 号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第 51 号 町道路線を認定することについて（道路整備事業）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件について

○長島邦夫議長 日程第 12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第 122 条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認め、よって議員を派遣することに決しました。

なお、結果につきましては、委員長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○長島邦夫議長 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、特定事件として調査することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時18分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。追加の議事日程を配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件、発議第2号 嵐山町議会基本

条例の一部を改正することについての件、発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての件及び発議第4号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第14、発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それでは、学校給食について、所管を超えた事務が出てきましたので、提案をさせていただきます。書面を読ませていただきます。

発委第3号、平成24年9月28日。

嵐山町議会議長、長島邦夫様。

提出者、嵐山町議会文教厚生常任委員会委員長、畠山美幸。

常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて。

上記の議案を別紙のとおり、嵐山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由。

文教厚生常任委員会において、閉会中の継続調査の申し出を行った所管事務等の調査として「学校給食について」の事項中、安全・安心な地元食材の安定的な確保と食育の観点からの事務、事業の現況と課題を把握したいので、嵐山町議会委員会条例第2条第2項の規定に基づき、議会に諮るものであります。

別紙をごらんください。

常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて

文教厚生常任委員会において調査中の「学校給食について」は、その事務事業が委員会の所管の範囲にとどまらない場合もあり、より多くの安全・安心な地元食材の確保と安定供給、食育の推進の観点から、次のとおり本委員会の所管を超えた事務事業の現況と課題等を調査する。

1 所管を超えて調査する事項

総務経済常任委員会の所管する範囲における「環境農政課」の学校給食に係わ

る事項と課題

2 目的

学校給食へ、より多くの安全・安心な地元食材の確保と安定供給、食育のさら

なる推進を図るための調査

3 方法

本委員会に環境農政課長、農政推進委員の出席による説明、及び埼玉中央農業 協同組合嵐山農産物直売所との意見交換

4 期間

第4回定例会前までの10月、11月中

以上でございます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係

る所管を超えた事務等を調査することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第15、発議第2号 嵐山町議会基本条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、嵐山町議会基本条例の一部を改正することについて提案したいと思います。

地方分権改革に伴って議会の役割は飛躍的に高まっています。一方、町長主導型の地方運営に追従して賛否する議会も多いのですが、町長並びに議会議員はともに選挙で選ばれる町民の代表で、二元代表の一方の町が策定する嵐山町の重要な計画は議会という公開の場で討議し、議決を経て嵐山町の団体意思として執行することが、これからの住民にとって責任のあることで必要なことであります。

本年度策定される予定である地域防災計画、地域福祉計画、環境基本

計画、ストップ温暖化条例を議決事件とするものがこの議案の内容ですが、これによって地方自治のPDCAサイクルのPLANの段階に議会が参加し、Doの予算議決が行われることになります。

地方自治法の改正によって、基本構想は議会議決しないことになっています。これはどういうことかといいますと、逆に嵐山町議会がいかに嵐山町の自治体のつくっていく行政計画に責任を持って遂行するかは、その自治体の議会の力にかかっているということになっています。ですから、嵐山町議会でも、地域防災計画、地域福祉計画、環境基本計画兼ストップ温暖化計画については、嵐山町の現財政状況を分析し、財政の限界、行政の限界を見ながら、何が必要か審議し、計画の責任に執行をまねたいと思います。

3.11以降、地方議会は大きく変革されています。地域防災計画は、現制度では災害の事態に対して議会は関与できません。それは、私は3.11以後、議会がどのように動いたか、どのように動くべきであったか、いろいろな集会や、そして現地に行って確認していますが、この地域防災計画を議決、修正する必要があります。それは、議会は防災、減災に努めるという一文を加えることです。その修正を行って議決することで初めて議会の対応ができ、議会がどのように災害が起きたときに対応するかマニュアルをつくることができます。

このような形で、地域防災計画、それから嵐山町地域福祉計画、環境基本計画兼ストップ温暖化計画に、嵐山町議会が住民代表として二元代表制

の住民の多様な視点からこの計画を議論し、審議し、住民と行政が責任を持つため、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事項の追加として、嵐山町議会基本条例第11条の改正を提案します。

改正内容なのですが、議決事項の追加とし、(1)、(2)略、(3)として嵐山町地域防災計画の策定、変更又は廃止に関する事、(4)として地域福祉計画の策定、変更又は廃止に関する事、(5)として環境基本計画兼嵐山町ストップ温暖化地域推進計画の策定、変更又は廃止に関する事になり、(3)は(6)として変更になります。

この計画の審議の仕方ですが、議案として出てきたらば、それは特別委員会を制定してやる方法が今まで一般的であったかと考えています。

以上、提案説明といたします。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 提案理由です。下から3行目、地方自治のPDCAサイクルのPLANの段階に議会が参加して、Doの予算議決が行われることになるといふことで、この意味が私にはちょっとわからないのですけれども、この基本条例の一部改正することについてはわかるのですけれども、この辺の内容について全くわからないので、ちょっと説明していただけますか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) Pは、PLANの段階で、PLANというのが、行政計画をプランニングすることを議決する。Doというのは、予算議決ですから、予算を議決して、今までは予算議決しかしてしないのですけれども、PLANの段階でどういうふうなことをつくっているか、計画の中にどのようなことがあるか、それが議案、予算の中に具体的に反映されてきて、Cは評価です。Aは再評価というのですか、再プランというのですか、そういうふうな形になっています。

そういうふうな形で、予算の段階は、実際には執行を議決することですよね。Pというのは、計画を議決するという形ということになると思うのですが、そのような説明でよろしいでしょうか。おわかりになりましたか。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) その辺が口頭だけではちょっとわからないのです。このまま読んでしまうのか。もう一回お聞きします。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 計画策定に関しては、行政のほうが具体的につくってくるのですけれども、そこに関して議決することで、議決というのは修正も行ったり、議論するわけですから、それについてどのような計画であるか審議して、議会が納得します。納得して、必要であるならば修正をしていくわけですから、そして議決するので、このPの段階に、プランニングのところに参加していきます。そういうふうな意味です。

それで、実際に今までは予算執行の議決だけだったのですけれども、その予算執行、予算の議決をまた議決することで、そこで審議しますから、どのような形で、実際にこのプランが、計画がどのように執行されていくか、この年度によってどのように執行されていくか、議決していくので、Doの段階にも入っていくということで、評価と、その再行動のところについては、今の段階では入っていないのですけれども、とりあえず計画の議決、そして予算の議決という形でこの行政の運営に加わっていく、審議していくことで加わっていくという意味ですが、いいですか。わからない。どう言ったらいいのだろう。

○長島邦夫議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 1つお聞きします。地域防災計画、地域福祉計画、環境基本計画は、何年ごとに見直しをされるのでしょうか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは、地域福祉計画、地域防災計画、環境基本計画等が出てこないとわかりません。現実のものとして出てこないと、どのような形になっているものか計画自体がわからないものですから、わかりません。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) それでは、第5次総合振興計画のように5年ごとと

か10年ごととかという見直しにはならないということですね。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 内容自体が、計画自体がまるでわからないものですから、どのようにもお答えができないと思います。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第4番、青柳賢治議員。どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員登壇〕

○4番(青柳賢治議員) 4番議員、青柳賢治でございます。今の提案に對しまして反対いたします。

次のような理由からでございます。まず、この議会基本条例の中にある追加事項でございますが、前議会の構成におきまして、議会活性化特別委員会の中で審議された経緯がございます。その中で、有志の方が出されたこれらの追加の事項は一時カットされております。その決定というものは、住民の意思を大切にしましたものでございまして、十分に尊重されなくてはなりません。さらに、二元代表制の趣旨、そして行政の効率に照らした場合、この議決事項の追加というものは無制限に認められるということではないと思います。そして、今、嵐山町の現状を考えたときに、この実態、そして、さらに

今、職員の体制の置かれている実情を思いますと、これ以上の仕事量の増大に対しては、私たちは特段の配慮が必要かと思います。

以上の理由から反対いたします。

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 嵐山町議会基本条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第16、発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) それでは、地球温暖化対策に関する意見書の提出につきまして、提案をさせていただきますが、朗読をもちまして提案理

由並びに意見書につきまして朗読をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

発議第3号。

嵐山町議会議長、長島邦夫様。

提出者、私と、賛成者、河井勝久議員、畠山美幸議員でございます。

地球温暖化対策に関して、既に今年10月から対策のための税が導入されることになっております。これに関することですが、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。

地球温暖化対策に関する国政策は、福島原発事故以降、迷走しています。しかし、私たちは、次世代の人々の生活に責任を持つため、地球温暖化対策は推進していく責任があります。現在、温室効果ガスの主なものであるCO₂を吸収する森林・林業政策への予算配分が少なく、さらに林業に携わる方の高齢化、輸入木材が国産木材よりも低額であることにより林業が成立せず、荒れた国土を回復し、森林によるCO₂の吸収が難しくなっています。森林・林業再生プランを推進し、森林によるCO₂の吸収を進めるため、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求

める意見書の提出を提案するものであります。

それでは、意見書(案)を朗読させていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」

の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられていますが、そのうち3.8%の森林吸収量により確保することとしています。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

1 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する

市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に

応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること

2 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、「森林・林業再生

プラン」の具体的政策の推進を図ること

3 山林振興法に基づく山村地域の活性化に係る環境の整備に向け、森林整備や木材

加工・流通などの施策を通じ、新たな雇用の場を確保する等、省庁間の連携による

対策を進めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出しますということで
ございます。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務
大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣様で
ございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実
する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第17、発議第4号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番(河井勝久議員) 発議第4号につきまして説明を行います。

平成24年9月28日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

提出者、嵐山町議会議員、河井勝久。賛成者、渋谷登美子議員です。

危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出について。

上記の提案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提案理由について説明いたします。

米政府から日本政府に対しまして、今年の4月、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイを沖縄県普天間基地に配備する報告書を提出、6月13日にこの報告書が沖縄県に伝えられ、また、国内6ルート of 低空飛行訓練を行うことも明らかになりました。オスプレイは、開発段階で4回の事故を起こし、30人以上が亡くなるなどして、その後も事故が多発しています。機体

の欠陥も、指摘される墜落の不安は払拭されていません。関係する自治体や住民が懸念している安全性が問われる中で、7月の23日、山口県岩国基地へ陸揚げがされ、9月21日、山口県知事、岩国市長、住民の反対の中で飛行訓練が強行されました。また、きょう、あしたにも普天間基地へ配備されるニュースがあります。

世界一危険な普天間基地に墜落事故を繰り返す欠陥機を配備し、日本全国で低空飛行訓練を行うことは、沖縄県民をはじめ、日本国民の命を危険にさらすことになるオスプレイの配備を許さないため、意見書を提出するものであります。

それでは、意見書の文を読み上げます。

危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画
の撤回を求める意見書。

米海軍省と海兵隊は、今年4月、「MV-22 航空機の沖縄・米海兵隊普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境報告書」の通告があり、防衛省が6月にこの報告書を沖縄県に提出、オスプレイを普天間基地に配備し、低空訓練を計画していることが明らかになりました。7月23日には、多くの国民の不安や懸念、反対をよそに、山口県岩国基地への陸揚げが強行されました。

オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、今年だけでも4月にモロッコ、フロリダで墜落し、7月9日には機体トラブルで米南部ノース

カロライナの民間空港に緊急着陸しています。

最近になって、安全着陸のための「オートローテーション能力」が「欠如」していることが明らかになり、「欠陥機」ぶりが世界中に知られるところとなりました。

墜落の不安が払拭できない中で、オスプレイが配備されれば「世界一危険な」普天間基地をもつ宜野湾市民をはじめ、多くの沖縄県民への危険が増すことは明白であり、知事をはじめ県民の反発を強めています。そのうえ米軍は、オスプレイを中国地方を含めた、東北、近畿、四国、沖縄、奄美など7つのコースで低空飛行訓練を行うことが明らかになっています。日本本土のあらゆる場所で飛行することになり、危険性を全国に拡散するもので全国各地の知事や自治体からの配備反対の声があがってきています。関係する自治体や住民が懸念しているなか、日本政府は米軍から提供された情報として、事故に関して機体の構造上、設計上の欠陥はなかったとの説明がされているが、安全性について未だ確認できていない現状であり、オスプレイを配備し日本全国で低空飛行訓練を行うことは、沖縄県民をはじめ、日本国民の命を危険にさらすこととなります。日本政府は米国政府、米軍に対し、オスプレイの配備計画の撤回、飛行訓練の撤回を要請するよう強く求めます。

よって、以下の事項について要請します。

記

1 沖縄県民の命を危険にさらし、墜落と死の恐怖を押し付ける普天間基地へのオス

プレイの配備を中止すること

2 日本全国6ルート of 低空飛行訓練計画を中止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年9月、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、長島邦夫。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣様です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 河井議員が提案者ということは、話がまとまらなかったということなのだと思いますが、沖縄県民ほとんどが反対しているというふうに私には映っているのです、山口県でも知事をはじめ議会も反対しているというふうに捉えております。つまり、保守も革新もなく反対をしているというのが実情ではないかと思うのですけれども、ちょっとその点1点伺いたいと思います。

それから、なぜ保守系の方々がこの意見書に反対をしているのだろうかというふうに思うのですが、反対の理由がよくわかりませんけれども、もし必要であるのだというのであれば、私は嵐山町でつくってくださいという意見書を上げれば良いと思うのです、本当にこれが必要であるのだしたら。それ

は地政学的なことで沖縄が必要なのだという意見もあるでしょうが、沖縄は嫌がっているのですから、嵐山町でつくるように私はやればいいと思っています。議論の中でそういう意見が出なかったのかどうか、ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これは、いち早く沖縄県知事並びに宜野湾市、そして普天間基地の移設を計画されているわけです。それで、日米の政府間協議が始まっている中で、移設しようとするという最も危険な飛行場に、最も危険な飛行機が配備されるということに対しては、沖縄県や、あるいは宜野湾市、あるいは沖縄全体が反対していると。先日も10万人集会が沖縄で開かれていると。

山口県の岩国市長は、そのところで陸揚げされるということは、これに対しては大反対をして、飛ばすことも反対ということを書いてきました。並びに、多くのルート、いわゆる6つのルートで米軍が低空飛行を訓練するという形で、沖縄だけではなくて、日本全国で低空飛行訓練がされるということと同時に、本国のアメリカではアラスカ以外は低空飛行訓練をしていないのです。訓練をするなら、ニューヨークの真上だとか、あるいはグランドキャニオンの上を飛ぶくらいのその性能があるのかどうか、その辺はアメリカが一番危険度を知っているわけです。

この6ルートについては、先ほど提案の中でも述べたのですけれども、そ

の上には原子力発電所もあり、日本では極めて住宅地も多いわけです。そういう中での危険性で、ルートにある市長なりあるいは知事の多くが反対しているという状況があります。

それから、私は、この問題については、日本全体の問題だろうという形で実は提案いたしましたけれども、それについては政府の言うことは正しいと、それから反対する理由は、保守だから反対しなければならないのだということでの理由でした。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

第4番、青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) このオスプレイについては、沖縄に今ある輸送ヘリのCH-46という、これにとりかわるものだとのことだと思います。そのオスプレイの事故率、そして輸送ヘリの46の事故率というのは調べられましたか。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 計画されてから、先ほども言いましたように、その事故については既に30人以上亡くなっていると、あるいは何カ所でも起きていると、あるいは不時着をしているという状況があります。

それで、機体そのものが、ヘリコプターと、それから水平飛行機との、いわゆるそういう二重のものを持っているわけです。それで、離着陸について

は、プロペラが大きいために垂直で上がらなければならない、垂直でおりなければならない。一定の高度に達したら、そのことによって、今度水平飛行に移るために、ヘリコプター方式からローターですか、それを切りかえる、その間が一番危険な状況にあると。その間が約 13 秒かかるということです。その間に、プロペラを一たん停止する状況にしないと危険だと。それが、約数百メートル落ちるということです。そのところで事故が一番起きているのだということがありますので、そういう危険なものをやっぱり普天間に置くと、あるいは日本全国にそのルートを決めて低空飛行することというのは全く危険だろうというふうに思っているわけです。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私もこの事故率というのをちょっと今、出ていた資料があったので調べたのです。そうすると、10 万時間当たりで 1.93 というのが、今のオスプレイだと。沖縄に配備されているのが 5.74 という資料が出ていたのです。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑中なので静かにしてください。

○4番(青柳賢治議員) それで、まずその事故率がかなり違っている。それで、きょうあたりの、今朝のニュースでしたか、米軍のパイロットがカメラ当てられたときに、危険、危険だというようなことだけ言っているけれどもというような説明していました。

それで、そうすると、その配備がおくれることによって、日本の今置かれている離島防衛、さらには対中の抑止力、このようなことについてはどのようなになるのですか。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 事故率については、その飛行機の持つ精度だとか性能だとか、それはいろんなもので、アメリカでも検討されてきているでしょうし、確かにそういう中では、必ずしも事故を起こさない機種もあるかもしれませんが。ただ、機種のそのものがそういう欠陥を備えているということに対しては、それなりの事故というのは起きる可能性があるわけです。あれだけ危険でない、安全だと言われた原発でさえ、そういう中でああいう事故が起きていると。まして、エンジンを使って動くというものについては、これまでも全てそういうものについては、それなりの事故が起きているわけです。それが数万回に1回だとしても、やっぱり危険度を持つ飛行機については、それは我々としては許すことはできないだろうというふうに思っているところであります。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) ですから、今日本の置かれている立場です。そういう対中に対しての、中国に対しての抑止力、そういったものもやはり一つの後ろ盾になるわけですよ、オスプレイというのも。だから、そういうことについてはどう思われます、河井議員さん。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 抑止力の問題については、青柳さんは青柳さんなりにその抑止力に役立つのだということもあるだろうと思います。だけれども、私はその抑止力というのはさほどはないだろうと思います。というのは、置かれているこの飛行機は、いわゆるアメリカの海兵隊が使うものですよね。海兵隊というのは、常に日本の国外でいわゆる戦闘作業を行うという状況にある。私は、中国との関係等やなんかについては、むしろ外交を強めることによって、そして南西諸島の問題については解決できるというふうに思っております。

1つは、日米安保条約の地位協定というのがあるわけです。今、5つの島があったわけでありましてけれども、その地位協定の中で、いわゆる沖縄の艦砲射撃や何かを行われた石川町、このところで高速道路をつくるので危険だという形で、いわゆるそこからあその島の中の1島を艦砲射撃場で、実弾射撃訓練が行われている状況があります。そういうことは国民に余り知られていないですよ。それから、北富士練習場、これも実弾演習場だったわけですが、そこも、その島を使って今やっているという状況があります。

ですから、いわゆる日本の国で買い上げたという問題とあわせて、やっぱり米軍にとっても、あの島もそういう形で使えなくなるということについては大変厳しいものもあるだろうというふうに思っているのですけれども、私はむ

しろ外交の問題で、日米あるいは日中間をきちっとやっていくということ、それがもう平和につながっていくというふうに考えております。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

○10番(清水正之議員) 賛成討論です。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 清水正之議員、どうぞ。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。発議第4号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書について、賛成をいたします。

まず、オスプレイの配備については、先ほど委員長が少し触れましたけれども、9日、オスプレイ配備に反対する沖縄県民集会が10万3,000人を結集して行われました。集会決議では、オスプレイは開発段階から事故を繰り返し、多数に上る死者を出し、今年に入ってからモロッコやフロリダ州で墜落事故を起こしている構造的欠陥機であることは専門家も指摘してい

るところであり、安全性が確認できないオスプレイ配備は到底認められるものではない。

日米両政府は、我々県民のオスプレイ配備反対の不退転の決意を真摯に受けとめ、オスプレイ配備計画を直ちに撤回し、同時に米軍普天間基地を閉鎖、撤去するよう強く求める。こうした決議を上げています。

仲井眞知事は、この集会に参加をしませんでした。メッセージを寄せるといことで参加はしませんでしたが、リアルタイムで見ている限り、この仲井眞知事の不参加というものについては、集会の県民がかなり不満をあらわしていました。そのくらい沖縄県民はこの集会を一つの大きな問題として捉えていた。沖縄の全ての首長がこれに参加する。こうした状況もありました。そうした中での決議であります。

同時に、先ほど飛行訓練の事故率の問題がありましたけれども、この問題、事故率で解決できる問題ではないというふうに思います。オスプレイは、開発から運用段階までに多くの事故を起こしています。36 人の犠牲者を出してきた。森本防衛相ですら、このオスプレイを未亡人製造機で危険だという発言をしています。同時に、このオスプレイの運用の日米の新合意については、低空飛行の高度について 150 メートル以下を容認する、あるいは基地以外での転換も容認する、こうした合意が結ばれています。これでは日本のどこでも飛行できるということになってしまいます。

同時に、アメリカではこうした中で、ハワイの飛行訓練が中止をされてい

る。アメリカで中止をされているのに、なぜ日本で飛行を認めるのか、全く理解ができません。国民の安全を第一にオスプレイ配備、飛行訓練の中止を求めることは当然のことだというふうに思います。そして、何よりも日米安保条約を廃棄し、基地のない平和な日本を目指す、これが今求められているというふうに思います。

したがって、本意見書について賛成をするという立場を表明いたします。

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 危険な垂直離着陸米軍輸送機オスプレイの配備、飛行訓練計画の撤回を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 24 年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月 13 日に開会をされまして、9月 28 日の本日まで 16 日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 23 年度一般会計決算及び人権擁護委員の推薦、教育委員会委員の選任等の諸議案を全て原案のとおり可決、認定及びご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

議案審議並びに一般質問を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処をする所存でございます。

また、松本代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、厳しい残暑の中、連日にわたりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ご提出をいただきました決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通いあうまちらんざん」、これを実現するために策定いたしました5つの元気元気プロジェクト、これを柱として、町民の皆様のニーズに応え、地域経営の視点に立ったまちづくりを目指し、全身全霊を傾注してまいりる所存でございます。

台風の到来とともに秋が深まり、急に肌寒くなってまいりました。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、さらなるご活躍をい

たきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○長島邦夫議長 次に、本職からのご挨拶申し上げます。

平成 24 年第3回定例会も本日をもって閉会となりますが、9月 13 日から今日まで16日間の長期にわたり、議員の皆様方には熱心な、そして活発なご審議をいただき、まことにご苦労さまでございました。

今議会は、町長再選後の初議会でもあり、執行部の皆さんも我々も、新たな気持ちで議会に臨まれたことと思います。その意味でも、常に真摯な態度で審議にご協力をいただき、そのご労苦に対しましても深く敬意をあらわすところでございます。ありがとうございました。

提出された議案は、報告、諮問、人事、条例、予算、認定、その他 24 件でありましたが、全て原案のとおり可決決定されました。また、議員提出議案は4件提出され、そのうちの2件が可決されました。そして、決算審議では、決算審査特別委員会にて充実した審議がなされたと思っております。

特に、1期生の皆様には、初めての決算審査でもありまして、多くの経験を積まれたことと推察をいたします。委員長を務められました吉場委員長、そして副委員長を務められました渋谷副委員長には、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。

また、一般質問には10名の議員が登壇され、当面する町の諸問題に対し、活発な議論が展開されました。その中での提言、意見は、今後のまちづくりに大いに生かされることと期待をするところであります。

さて、社会に目を向けますと、一般質問にもありましたが、福島原発以降のエネルギーの見直し問題、暑さの対策、領土問題など、連日新聞、テレビ等で大きく取り上げられ、放送、報道されています。これは、国全体にいろいろな面での影響が予想され、地域経済にも大きく影響すると思われます。我々も政治の末端を担うものとして、常に冷静に判断し、対応していくことが肝要かと思われます。

また、町村議会議長会の特別表彰をいただいたことから、多くの自治体議会から視察をいただいております。これは、長年の嵐山町議会改革が認められたことと実感しておりますが、二元代表制の中、お越しいただいた各地の議員の皆様の改革に取り組む姿勢、議会改革の意見交換などでは、逆に学ぶことも多くあり、さらなる成熟した議会が肝要かと実感している次第でもあります。

それでは、結びに執行部の皆様、議員の皆様には、暑さの峠は過ぎたとはいえ、季節の変わり目であります。健康には十分ご留意をされまして、ますますのご活躍あらんことをご祈念申し上げ、閉会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。ご協力をありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これをもちまして、平成 24 年嵐山町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4時20分)